

No	該当箇所								内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他	対象	項目		
1	実施方針	3	第1	1	(8)			事業期間	令和8年度に本移転開始と記載がありますが、本移転開始が令和9年度になると支障がありますでしょうか。	本移転は令和8年度中に開始してください。
2	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	1	第2	1	(1)	ア		事前調査	調査項目について、当該ダイオキシンに関する調査及び井戸水に関する調査の必要性は無いものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	1	第2	1	(1)			府営住宅整備業務	本プロジェクトにおいて、解体設計図は作成不要との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	8	第3	1				府営住宅整備用地	外構整備区域において、駐車場を整備することは可能でしょうか。	外構整備区域での駐車場の整備は可能ですが、3期入居者が入居開始時に駐車場を利用することを考慮してご提案ください。
5	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	8	第3	1	(1)	ク		建替え手順	活用地における既存住宅（1～5、7、8号棟及び集会所）の解体、撤去は活用地事業者で行うという認識で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	9	第3	1	(4)			水道加入金	「府営住宅整備に限り既存加入金を充当可能」とありますが、充当可能な既存加入金の総額についてご教示いただけますでしょうか。	府営住宅整備での水道加入金は既得権内とお考えください。
7	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	9	第3	1	(4)			水道加入金	既存の加入金を充当することが可能とありますが、既存の加入金額を教えていただけますでしょうか。	No.6の回答を参照ください。
8	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	14	第3	3	(1)			基本的な考え方	工期において「土日・祝日は原則禁止」との記載があります。原則、完全週休2日制として工期算出するものという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	14	第3	3	(1)			基本的な考え方	入居者及び近隣住民等に対して開催される地元説明会の開催規模を把握する為、対象範囲（自治会数）や説明会の開催数を貴府よりお示し願います。	これまで大阪府では、近隣自治会2つと府営住宅内の自治会1つに対して事業説明を行っております。開催数については、各工事の開始時に各自治会に対してそれぞれ開催しています。なお、令和2年度以降はコロナ対策のため、各自治会の代表者へ説明を行っております。
10	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	14	第3	3	(1)			基本的な考え方	周辺家屋調査について、入札の公平性を保つ為、家屋調査対象範囲を指定して頂く若しくは対象範囲の設定方法の基準（基準書など）を示して頂けますでしょうか。	府からお示しできる基準はありません。個々の入札参加者のお考えを基にご提案ください。
11	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	18	第4	2	(2)	オ		広場	広場は1～3期全体で必要面積が決められているので1期、2期それぞれ設けている広場面積を教えてください。また、広場は分散して配置するとありますが広場1カ所の最低面積に規定はありますか。	広場1カ所の最低面積の定めはありません。第1期には広場は設けていません。第2期には343.48㎡の広場を設けています。
12	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	20	第4	3				各種調査	事前調査に関する業務について、PCB(ポリ塩化ビフェニル)含有調査に関する調査は必要無しとしてよろしいでしょうか。必要であれば含有物を発見した場合の措置方法についてご教示下さい。	PCB含有調査は、必要に応じて行ってください。含有物を発見した場合は、速やかに大阪府へご報告ください。
13	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	20	第4	3				各種調査	本事業において地歴調査が実施済みであれば、ご提供願います。無い場合、事業者側で費用負担し調査を行うものとしてよろしいでしょうか。	地歴調査に関する資料を「添付図15 追加資料」として資料を提供します。資料をご希望の事業者は本事業のHPを参照してください。
14	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	20	第4	3	(4)			アスベスト含有材の調査	住棟、集会所について外壁表層材にアスベスト含有が判明していると記載されており、調査報告書を確認すると仕上塗材に含まれた結果となっています。下地調整材には含有されていないと考えて見積りしてよろしいでしょうか。	含有ありとして扱ってください。
15	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	20	第4	3	(4)			アスベスト含有材の調査	調査報告書を確認すると同じ棟でも外壁及び上裏面の塗材で場所によりアスベスト含有ありの場所と無しの場所があります。区分が不明なため、アスベスト含有ありとして見積りしてよろしいでしょうか。	No.14の回答を参照ください。
16	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	20	第4	3	(4)			アスベスト含有材の調査	住棟について脱衣洗面室の天井裏耐火被覆材についてアスベスト含有が判明していると記載がありますが、調査結果報告の中に分析結果が無い為、ご提示をお願いします。	No.14の回答を参照ください。
17	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	20	第4	3	(4)			アスベスト含有材の調査	住棟、集会所等の塗材以外は調査結果にありません。それ以外の部位は、プロジェクト開始後、事業者側で調査を行い、アスベストが含有されていれば追加工事、増額として扱われるということではよろしいでしょうか。	調査結果がなく含有が疑われる部位については、含有ありとして扱ってください。
18	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	21	第4	5	(1)			解体撤去工事の施工計画及び施工	解体工事に該当する各住棟は、什器関係が全て撤去された状態を想定しますが、残置物などがある場合、想定数量等残置物の情報を提供頂けるものとしてよろしいでしょうか。若しくは解体前に立ち会い確認を行い、費用を貴府負担にて事業者で解体撤去処分を行うものになりますでしょうか。	解体工事に該当する各住棟は、什器関係が全て撤去された状態を想定してください。
19	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	21	第4	5	(1)			解体撤去工事の施工計画及び施工	既存建物の建物図面はありますか。また、開示していただくことは可能でしょうか。	既存図については、「添付図14 既存資料」として電子データを配布中です。詳細は本事業のHPを参照してください。なお、第1期及び第2期の完成図を「添付図15 追加資料」として提供します。資料をご希望の事業者は本事業のHPを参照してください。

No	該当箇所								内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他	対象	項目		
20	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	21	第4	5	(1)			解体撤去工事の施工計画及び施工	既存建物の各棟それぞれの戸数を教えていただけますでしょうか。	各棟の戸数が分かる資料を「添付図15 追加資料」として提供します。資料をご希望の事業者は本事業のHPを参照してください。
21	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	21	第4	5	(1)	イ		解体撤去対象施設等の事前情報	入札前に既存建物の現地内覧会を実施願っています。	現地見学会は開催いたします。日程や申込方法等は入札公告時に公表する入札説明書を参照してください。
22	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	21 22	第4	5				既存住宅の解体撤去	府営住宅整備用地及び活用地区内の既存建物における基礎補強杭の埋設有無についてご教示をお願いします。有りの場合、埋設状況のわかる図面等のご開示をお願いします。	参考資料として第2期で撤去した杭の資料を「添付図15 追加資料」として提供します。資料をご希望の事業者は本事業のHPを参照してください。
23	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	21 22	第4	5				既存住宅の解体撤去	府営住宅整備用地及び活用地区内において過去、敷地内に焼却炉が存在していたかについてご教示をお願いします。有りの場合、詳細位置等の情報ご開示をお願いします。	焼却炉が存在した事実は把握しておりません。
24	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	22	第4	5	(1)	オ		解体撤去工事の施工	土対法4条届出後に調査命令が出され、調査・対策工事が必要となった場合の費用負担及び工期延長については、別途追加請求及び工期延長できるものとして考えて宜しいでしょうか。	土壌汚染の扱いの詳細については、入札公告時に公表する特定事業契約書（案）にてお示しします。
25	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	22	第4	5	(1)	オ		解体撤去工事の施工	解体撤去工事の工法はウォータージェット工法とすることとありますが、一般的なRC造の解体で使用されるコンクリート圧砕機による解体時に発生する粉塵の飛散を防ぐ為、高圧ジェット等で散水を行うという意味で良かったでしょうか。	「解体撤去工事の工法は、粉塵の飛散が最小限となるようウォータージェット工法とすること。」を「解体撤去工事の工法は、粉塵の飛散が最小限となる工法とすること。」に訂正します。
26	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	23	第4	6				建設発生土の処分	工事に伴い建設残土搬出用の土壌調査を行い、搬出土壌調査の結果、汚染があった場合、追加の土壌調査費、汚染土処分費、工期の延長等について認めて頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	No. 24の回答を参照してください。
27	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	26	第4	15				契約不適合責任	別途府が民活事業者と協議の上定める期間とありますが、契約書にて期間を定めるものでしょうか。	契約不適合責任の詳細は、入札公告時に公表する特定事業契約書（案）にてお示しします。
28	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	26	第4	15				契約不適合責任	別途府が民活事業者と協議の上定める期間とありますが、期間については事業者提案でしょうか。貴府の希望があればご提示いただけるのでしょうか。事業者提案の期間とする場合、落札者決定基準においてこの期間の長短は落札者決定基準の加点対象ではないとの認識でよろしいでしょうか。	No. 27の回答を参照してください。
29	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	27	第5	1	(1)			活用地区の土地利用に関する事項	本物件内での集会所用地確保、会館建設について、自治会や近隣住民等からご意見や要望等聞かれていますのであれば開示をお願いします。	大阪府と堺市との協議を基に要求水準を設定しています。自治会や近隣住民等からご意見や要望等によるものではありません。
30	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	27	第5	1	(1)			活用地区の土地利用に関する事項	販売に際して、お客様からご要望があれば土地のみ（建築条件無し）での販売も可能でしょうか。	「一戸建て住宅の条件」を満たすことが可能な販売方法をご採用ください。
31	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	27	第5	1	(1)			活用地区の土地利用に関する事項	本物件の境界確定書類（明示指令書等）について、引渡し時に原本を手交頂けると考えてよろしいでしょうか。	大阪府で所有している書類については、個人情報等を黒塗などで消去した上で、写しをお渡しします。
32	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	27	第5	1	(1)			活用地区の土地利用に関する事項	本物件に給水のメーター権利が残っている場合、権利の継承は可能でしょうか。	権利の継承はできません。
33	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	27	第5	1	(1)			活用地区の土地利用に関する事項	所有権移転時に買戻し特約登記は設定されるでしょうか。設定される場合、どのタイミングで抹消登記に対応頂けますでしょうか。	買戻し特約に関する詳細は、入札公告時に公表する特定事業契約書（案）にてお示しします。
34	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	27	第5	1	(1)			活用地区の土地利用に関する事項	隣接地から本物件への越境物について確認されている事がございましたら情報の開示をお願いします。将来撤去の覚書の取り交わしや隣地所有者との取り決め等あれば開示をお願いします。	隣接地から本物件への越境物についてはありません。
35	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	27	第5	1	(1)			一戸建て住宅の制限	“①計画の制限”に「道路を市に移管する場合は、ループ状に配置」とありますが、活用地区内において行き止まりのないループ状になっていれば、既存道路との接続箇所数については特に制限はないとの認識で良いでしょうか。	既存道路との接続箇所数については、堺市との協議によることを前提にご提案ください。
36	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	27	第5	1	(1)			一戸建て住宅の制限	“①計画の制限”に「活用地区内の幹となる道路を市に移管する場合は、ループ状に配置」とありますが、一戸建て住宅用地としての土地利用計画で、このループ状の道路を起点とする行き止まり道路を配置する必要が出てくると思われます。この件に関して、堺市との協議において基準を満たしていれば、貴府として行き止まり道路の配置は問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	行き止まり道路の配置の可否については、堺市との協議によることを前提にご提案ください。
37	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	28	第5	1	(1)			活用地区の土地利用に関する事項	本物件外周部に境界構造物を施工するに際して、隣接地所有者から余掘り等のご協力が必要となる可能性が高いと思いますが、隣地所有者から何かご意見や要望等聞かれましたら情報開示をお願いします。	隣地所有者からのご意見や要望等は聞いておりません。
38	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	28	第5	1	(1)			活用地区の土地利用に関する事項	本物件周辺において、公共施設等（例：下水本管）の整備計画はございますでしょうか。	現時点で整備計画は無いと聞いております。

No	該当箇所							内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他	対象		
39	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	28	第5	1	(1)			活用地の土地利用に関する事項 計画を策定するにあたり、行政や近隣住民等と下記のような取り決めがある場合、情報の開示をお願いします。 ・ 接道要件 ・ 対象地内で存置させる必要がある物（例：桜の木） ・ 本物件と隣接地との高低差	お示しの項目について、堺市及び近隣住民等とは取り決めはありません。
40	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	28	第5	1	(1)			活用地の土地利用に関する事項 本物件内に新設するL型擁壁の水抜き穴からの排水について、北側の足谷池への放流は可能でしょうか。	新設するL型擁壁の水抜き穴からの排水については、堺市との協議によることを前提にご提案ください。
41	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	28	第5	1	(1)			一戸建て住宅以外の民間施設等の条件 『泉北ニュータウン公的賃貸住宅活用地の活用コンセプト』で「緑に囲まれた環境配慮型の先進的な戸建て住宅地の形成」とあり、要求水準書の中でも「この内容に合致する一戸建て住宅地の土地利用を採用し、」と謳われています。しかし同じ要求水準書において「一戸建て住宅以外の民間施設等の条件」との記載もありますが、これら条件を満たしていれば一戸建て住宅以外の施設のための整備も可能との理解でよろしいでしょうか。	『泉北ニュータウン公的賃貸住宅活用地の活用コンセプト（テーマ）案』のとおり、一戸建て住宅を主とし、一戸建て住宅以外の施設のための整備は認めません。
42	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	28 29	第5	1	(1)			周辺の公園・緑地に関する条件 “①北側隣接部の公園内に広場”について「ベンチや子育て世帯向けの遊具を設置」とありますが、その他、地盤面やフェンス等の整備も必要でしょうか。また本件に関し、事前に堺市と協議されている内容があればご教示をお願いします。	地盤面やフェンス等の整備の内容は、堺市との協議を前提にご提案ください。堺市とは、要求水準書（案）に記載以外の内容についての協議は行っていません。
43	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	29	第5	1	(1)			活用地の土地利用に関する事項 活用地境界線から緑地側へ3m樹木を皆伐する事が条件となっていますが、将来的に周辺地から本物件に枝葉が越境してきた場合、行政として対応方法はどのようにお考えでしょうか。	堺市との協議となります。
44	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	29	第5	1	(1)			周縁の緑地 本項に「堺市と立ち合い」「堺市と協議」と記載されていますが、周辺の緑地及び樹木は堺市が所有し、維持管理をされているとの認識でよろしいでしょうか。また、この認識が良い場合、将来にわたって周辺緑地において不具合な事象が発生した場合、堺市へ申し入れを行えばよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、堺市へ申し入れの上での堺市との協議となります。
45	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	29	第5	1	(1)			周縁の緑地 「活用地境界線から3mを超える範囲の樹木については堺市が必要に応じ可能な範囲で対応するため、建物の撤去までに堺市と協議・・・」と記載されています。周辺の樹木を見るとかなり成長しており、境界線から3mを超える位置にある樹木の根が活用地へ地中越境していることも考えられますが、この件についても堺市との協議は可能との理解でよろしいでしょうか。	堺市の維持管理区域については、堺市との協議となります。
46	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	29	第5	1	(1)			周縁の緑地 活用地7号棟の北側・緑道沿いに広場がありパーゴラやベンチが設置されていますが、これらの管理者や除草作業の頻度についてご存知でしたらご教示をお願いします。	管理者については堺市となります。当該箇所の除草作業の頻度は、令和5年現在で年3回となっております。
47	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）	29	第5	1	(1)			周縁の緑地 境界線から3mの範囲の樹木の伐採について、伐根は不要とのことですが、切り株高さの指示等あればご教示ください。	樹木の伐採の際に堺市との協議をお願いします。
48	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編）							全般 本プロジェクトの公募にあたり、隣接の自治会・住民様へご説明をされたと推察いたしますが、その際に各事業地における解体・造成・建築工事や民間施設等の整備事業についてご意見、ご要望等をお聞きでしたらご教示をお願いします。	第1期及び第2期ではそれぞれ、施工時の進入ルートや、騒音・振動・粉塵等の近隣対策に関して近隣自治会と協定書等を交わしております。なお、第1期及び第2期時の協定書等は契約後に提供します。
49	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編） 別紙1	1		1	(1)			建築 住棟計画 妻壁は中住戸との平等性を考慮し、開口部は設けない設計とすることとありますが、妻壁の柱、梁は住戸内に寄せて外部に出ない計画として良いですか。	住戸内については、標準平面詳細図を遵守してください。妻側の柱・梁については、「添付図15 追加資料」として提供する、第1期及び第2期の完成図を参考としてください。なお、「第1期及び第2期の完成図」の提供については、No. 19の回答を参照ください。
50	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編） 別紙1	4		1	(1)			基本構造等 階数階高 「居室の天井部に梁型が現れない計画とすること。ただし、やむを得ない場合に限り、壁上部の梁型突出は可とする。」との記載有りますが、小梁の梁型は除外されると考えて良いでしょうか。また、戸境壁上部の大梁の梁型は、やむを得ないと考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編） 別紙1	17		1	(1)			建築 雨水流出抑制施設の水準 自然放流を基本とすることとあるが勾配が載らない場合はポンプアップの計画とすることは可能でしょうか。	自然放流としてください。自然放流以外の方法を用いる場合は、大阪府及び堺市との協議が必要となることを前提にご提案ください。
52	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編） 別紙1	19		1	(2)			電気設備 幹線設備 住宅用幹線 「戸あたり7200VAを確保する」とありますが、ガス併用式においてIHヒーター容量4000VAを含んで、1DKの最低限必要電気容量と考えると差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編） 別紙1	19		1	(2)			電気設備 幹線設備 配線方法 「電気室からの低圧地中配管により1系統毎に配線する」とありますが、添付図8、標準平面詳細図(4DK)より将来用スリーブ対応との記載により、間口8200を2分割する意図が見えます。電気室の低圧配電盤や変圧器計算において、将来2分割後を想定して設計する必要がありますでしょうか。	4DKについては、将来分割できるよう設計してください。
54	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編） 別紙1	26 33		1	(2)			電気設備 各戸電灯 コンセント設備 洗面・脱衣所 「天井扇用コンセントは天井内露出」とありますが、P33の(3)換気設備には、「浴室洗面所(親子天井扇)」と記載がありません。P33の(3)換気設備(浴室親・洗面子の天井扇)を優先するものと考えて差し支えないでしょうか。	浴室親子天井換気扇はコンセントプラグ付きです。浴室の天井内に露出でアウトレットボックスに埋め込みコンセント（接地3PLK）を取付けて天井換気扇のコンセントを差し込む仕様となっています。
55	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編） 別紙1	29		1	(3)			衛生設備 上水道 その他 「PS 内の縦管については、躯体に囲まれた PS 以外の仕様の場合、屋外仕様とし、保温を施すこと。」とありますが、府営住宅棟MB内部は躯体に囲まれたPSと考えると差し支えないでしょうか。	MB内部は躯体に囲まれたPSと考え、MB内の縦管について保温は不要です。
56	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編） 別紙1	32		1	(3)			ガス設備 電気式給湯器を設置した場合にも将来の機器変更に対応可能とありますが、MBの設計はガス給湯器設置とした設計としてよいですか。	要求水準書（案）P.17で、電気式給湯器の提案も可としていますが、16号潜熱回収型ガス給湯器と同等以上としており、16号潜熱回収型ガス給湯器での設計で問題ありません。
57	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編） 別紙1	45		1	(5)			集会所電気設備 電灯 コンセント設備 分電盤 「非常用呼出設備の電源スペース(2回路)を確保する」とありますが、「非常用呼出設備」とは「身障者ブースに設ける非常呼出ボタンおよび表示盤」のことと考えて差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	該当箇所								内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他	対象	項目		
58	要求水準書（案） （府営住宅整備・用地活用編） 別紙1	45		1	(5)			集会所電気設備 電灯コンセント設備 コンセント	ふれあい喫茶について、コンセント仕様（トースター用等）を確認すること。とありますが、「ふれあい喫茶」とは具体的にどの場所のことでしょうか。また、コンセント仕様はどの団体へ確認するのでしょうか。	ふれあい喫茶についての記述は削除します。
59	添付図5							現況擁壁位置図・現況地盤断面図	第3期事業区域境界近くの擁壁について事業開始時の残置状況についてご教示ください。（15棟の東側、南側）	第1期及び第2期区域の擁壁位置については、「添付図15 追加資料」として提供する、第1期及び第2期の完成図を参照ください。なお、「第1期及び第2期の完成図」の提供については、No.19の回答を参照ください。
60	添付図6							事業区域インフラ関係現況図	14号棟北側の雨水貯留施設(第1期事業エリア)の流入管・流出管ともに整備工区をまたいでおりますが、残置するとの考え方で差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	添付図6							事業区域インフラ関係現況図	14号棟北側の雨水貯留施設(第1期事業エリア)に14号棟の汚水管が整備工区をまたいでおりますが、撤去と併せて整備済み工区の改修が必要との考え方で差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	添付図6							事業区域インフラ関係現況図	12号棟南側、6号棟集会所北側の構内道路に第1期事業エリアの設備棟へつながる給水引込管(75A)が整備工区をまたいで整備済みですが、残置するとの考え方で差し支えないでしょうか	第1期事業の住棟（C棟）の設備棟へつながる給水引込管(75A)は今回事業で道路の拡幅等で給水設備が支障となる箇所が発生する場合は支障部の移設が必要になります。
63	添付図6							事業区域インフラ関係現況図	14号棟のガス管が第2期事業エリアD棟の引込ルートから分岐されておりますが、分岐部分で閉塞させるとの理解で差し支えないでしょうか。	旧住棟のガス引き込みは、大阪ガスに依頼して分岐部分で閉塞してください。なお、第1期及び第2期でのガス引込みについては、「添付図15 追加資料」として提供する、第1期及び第2期の完成図を参照ください。なお、「第1期及び第2期の完成図」の提供については、No.19の回答を参照ください。
64	添付図6							事業区域インフラ関係現況図	第1期事業エリアC棟の引込ルートから12号棟13号棟7号棟8号棟9号棟へ分岐配管されておりますが、分岐部分で閉塞させ、メインの150配管は残置するとの考え方で差し支えないでしょうか。	No.63の回答を参照ください。
65	添付図6							事業区域インフラ関係現況図	電柱(8)(18)(19)(20)は残置するとの考え方で差し支えないでしょうか。	残置か撤去かは提案によります。電力供給等に支障がない計画をご提案ください。
66	添付図6							事業区域インフラ関係現況図	14号棟を出発し14号棟西側から13号棟北側にかけての外灯3台は撤去対象と考えて差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	添付図14							既存資料	宮山台第2及び宮山台第4において、既存図を拝見した所、改修図や増築図の内容となっております。増築部は既成杭の部分が見受けられますが、既設建屋の基礎形状・構造などが不明な為、従前新築時の既存図資料のご提供をお願いします。	No.22の回答を参照ください。
68	落札者決定基準（案）	5	第2	2	(2)	ア		環境への配慮	希少種の保存に努めることとありますが、貴府で把握されている希少種の分布状況についてご教示いただけますか。	府では事前に希少種の調査は行っておりません。
69	落札者決定基準（案）	7	第2	2	(2)	ア		施工計画	1期、2期建設時の覚書及び協定書のご提供をお願いいたします。	第1期及び第2期建設時の覚書及び協定書の内容に関する資料は、契約後に提供いたします。
70	落札者決定基準（案）	10	第2	2	(2)	ア		雨水流出抑制施設の配置	「本貯留施設には第1期整備区域からの流入も含まれるため適切な排水設備計画を行うこと。」とあります。添付図6（事業区域インフラ関係現況図（府営用地））に記載されております第1期整備区域雨水埋設管(12号棟南側)から流出してくる雨水配管の雨水を、工事期間中は現状の排水ルートを維持しつつ、工事期間中に第3期事業区域で整備する雨水貯留施設にルート切り替えて、最終的に873㎡の雨水貯留施設を整備するとの理解で差し支えないでしょうか。	添付図11 流域図（府営住宅整備用地）をご確認ください。工事期間中の排水ルートについては、堺市との協議が必要です。
71	落札者決定基準（案）	14	第2	2	(2)	ア		北側隣接部の公園内の広場	北側隣接の公園に本物件内から道路を接続させる事が条件となっておりますが、自治会や近隣住民等からの要望によるものでしょうか。理由や経緯等情報開示をお願いします。	大阪府と堺市との協議を基に要求水準を設定しています。隣接する公園内の広場や緑地の維持管理用車両が通行するために接続するとお考えください。自治会や近隣住民等からご意見や要望等によるものではありません。
72	落札者決定基準（案）	14	第2	2	(2)	ア		周縁の緑地	活用境界線から緑地側へ3mの範囲にある樹木を皆伐する事が条件となっておりますが、隣接地所有者等からの要望によるものでしょうか。その他、地元自治会や近隣住民の方々から要望や主張等聞かれてましたら情報の開示をお願い致します。	大阪府と堺市との協議を基に要求水準を設定しています。自治会や近隣住民等からご意見や要望等によるものではありません。
73	落札者決定基準（案）	17	第2	2	(2)	イ		府営住宅の維持管理に関する配慮	「耐用年限70年を前提とした躯体の耐久性」については、住宅性能表示制度の劣化対策等級3の基準を満足させることで確保されると考え良いでしょうか。	住宅性能表示制度の劣化対策等級3の考え方を基にご判断ください。